

木更津市高齢者見守りネットワーク事業概要（事業者用）

1 木更津市高齢者見守りネットワーク事業とは

木更津市高齢者見守りネットワーク事業は、事業活動を通じて高齢者と接することの多い民間事業者等と連携することにより、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行い、地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とした事業です。

2 木更津市の役割

(1) 状況確認

協力事業者から連絡があったときは、木更津市福祉部高齢者福祉課職員又は木更津市地域包括支援センター職員が、通報のあった高齢者宅等へ早急に訪問し状況を確認します。ただし、木更津市が法令の規定により援護を行っている者等については、関係者へ連絡し状況を確認するという方法も考えられます。

（例１）生活保護受給者・・・担当ケースワーカーへ連絡し状況を確認する。

（例２）緊急通報装置設置者・・・協力員（親族等）へ連絡し状況を確認する。

(2) 協力事業者との連携

原則として、協力事業者のメールアドレスを木更津市へ登録管理し、木更津市から協力事業者に対して、不定期に見守り事例等を配信します。

(3) 協力事業者の拡充

地域で活動している様々な民間事業者等に対し、本事業への協力を依頼します。

3 協力事業者の役割

協力事業者は、通常業務に支障のない範囲内で、地域の高齢者に何らかの異変を発見した場合は、木更津市高齢者福祉課（TEL 0438-23-2695）へ連絡をお願いします。

この際、連絡に係る費用は、協力事業者の負担となります。

4 事業参加までの流れ

- ① 木更津市高齢者見守りネットワーク事業参加申込書を高齢者福祉課へ提出
- ② 協力事業者として適当か審査
- ③ 協力事業者として適当であると認められた場合は、覚書を締結

5 覚書の内容

原則として、木更津市見守りネットワーク事業実施要綱別記第1号様式のものとしします。しかし、民間事業者等の事情から別記第1号様式により難しい場合は、高齢者福祉課と民間事業者等が協議の上、本事業の目的趣旨に反しない範囲で覚書の内容を変更できるものとしします。

6 見守り協力者名簿の作成

木更津市福祉部高齢者福祉課において、各協力事業者の情報をまとめ別に名簿を作成します。